

公 告

次のとおり条件付一般競争入札を行います。

令和7年4月24日

収支等命令者

佐賀県立虹の松原学園長 藤原 公

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務名 佐賀県立虹の松原学園給食調理等業務委託
- (2) 業務の内容 給食調理及び付随する業務
(詳しくは「佐賀県立虹の松原学園給食調理等業務委託仕様書」による。)
- (3) 履行期間 令和7年7月1日から令和10年6月30日まで
- (4) 履行場所 佐賀県唐津市浜玉町大字浜崎2137 佐賀県立虹の松原学園

2 入札参加資格に関する事項

入札に参加する者は、次に掲げる要件のすべてを満たす者であることを要します。

なお、資格要件確認のため、佐賀県警察本部に照会する場合があります。

- (1) 佐賀県、福岡県及び長崎県に本店または支店、営業所を有する事業者であること。
- (2) 公告の日から過去3年間に、学校、医療機関又は福祉施設において、特定かつ多数の者に対して継続的に1日50食以上の食事を提供する業務の契約を締結し、当該契約を継続的に1年以上履行した実績があること。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき更生手続開始又は民事再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。
- (5) 開札の日の6か月前から開札の日までの間、金融機関等において手形又は小切手を不渡りし者でないこと。
- (6) 佐賀県発注の契約に係る指名停止措置若しくは入札参加資格停止措置を受けている者又は佐賀県発注の請負・委託等契約に係る入札参加一時停止措置要領に該当する者でないこと。
- (7) 自己又は自社の役員等が、次のいずれにも該当する者でないこと、及び次のイからキに掲げる者が、その経営に実質的に関与していないこと。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
 - エ 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
 - オ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
 - カ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - キ 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

3 入札手続き等に関する事項

(1) 入札者に求められる義務

ア 入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、下記（２）の提出書類を期限までに担当課に持参又は郵送してください。

また、提出した書類について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。さらに、必要に応じて追加資料の提出を求めることがあります。

なお、提出された書類や資料については、当該業務に関する目的以外には使用しません。

イ 提出期限 令和7年5月14日（水）午後5時

下記担当課に持参又は郵送（14日（水）午後5時までに担当課必着）してください。

※担当課

〒849-5131 佐賀県唐津市浜玉町大字浜崎2137

佐賀県立虹の松原学園 総務課

電話：0955-56-6654、FAX：0955-56-6614、E-mail：nijinomatsubaragakuen@pref.saga.lg.jp

(2) 提出書類

ア 入札参加資格確認申請書（様式1）

イ 会社概要書（様式2）

ウ 主な業務の履行実績調書（様式3）

(3) 入札参加資格の確認

（1）で提出された書類を審査のうえ、入札の参加資格の適否を決定しますが、この確認結果は、令和7年5月22日（木）までに通知します。

(4) 入札関係書類の交付方法及び交付期間

ア 交付方法 担当課において交付します。

また、佐賀県のホームページからも入手できます。

(URL:<http://www.pref.saga.lg.jp/>)

イ 交付期間

令和7年4月24日（木）から令和7年5月14日（水）まで（佐賀県の休日に関する条例（平成元年佐賀県条例第29号）第1条に定める休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間

(5) 入札説明会

実施しません。質問等については（6）により行ってください。施設見学を希望される場合は事前にご連絡ください。

(6) 委託業務に関する質問等

ア 質問書の提出期限 令和7年5月14日（水）

イ 提出先 佐賀県立虹の松原学園 総務課

3（1）イの提出先と同じ

ウ 質問書の回答期限 令和7年5月21日（水）

エ 留意事項

別添「質問・回答書」によりファクシミリ又は電子メールで提出してください。

オ 質問に対する回答は、ファクシミリ又は電子メールにより、すべての入札参加者に対して行います。

(7) 入札及び開札の日時並びに場所

ア 日 時 令和7年5月29日（木）午後2時

イ 場 所 佐賀県唐津市浜玉町大字浜崎2137 佐賀県立虹の松原学園 会議室

ウ 入札方法 入札者の直接持参による入札とします。

(8) 開札に関する事項

開札は、入札者又はその代理人を立ち合わせて行います。この場合、入札者又はその代理人
が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない県職員を立ち合わせて行います。

(9) 入札保証金及び契約保証金

①入札保証金

ア 入札書(様式4)による入札前までに、見積もった契約希望金額の100分の5以上
に相当する金額を納付してください。

イ 入札保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則(平成4年佐賀県規則第35号)第104
条第1項の規定に基づき、次に掲げる価値の担保を供することができます。

(ア) 国債又は地方債

額面金額(割引債券にあつては、時価見積額)

(イ) 日本政府の保証する債券又は確実に認められる社債

額面金額又は登録金額(発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは、発行
価額)の10分の8以内で換算して得た金額

(ウ) 銀行又は確実に認められる金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手
(佐賀県内に置かれた手形交換所に加入している金融機関のものに限る。)

券面金額

(エ) 銀行又は確実に認められる金融機関が引き受け、又は保証若しくは裏書をした手形
券面金額(手形の満期の日が当該手形を提供した日から1月を経過した日以後であ
るときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ、券面金額を一般の金融
市場における手形の割引率によって割り引いて得た金額)

(オ) 銀行又は確実に認められる金融機関に対する定期預金債権

債権証書に記載された金額

(カ) 銀行又は確実に認められる金融機関の保証

その保証する金額

ウ 次の各号に掲げる場合は、入札保証金の納付が免除されます。

(ア) 県を被保険者とする入札保証保険契約(見積もった契約希望金額の100分の5以
上)を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 上記2に掲げる要件のすべてを満たす者で、過去2年間に国(独立行政法人を含
む。)又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、
これを適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなる恐れが
ないと認められるとき。

②契約保証金

ア 契約締結の際に、契約金額(落札価格)の100分の10以上に相当する金額を納付し
てください。

イ 契約保証金の納付に代えて、佐賀県財務規則第116条の規定に基づき、上記イの各号
に掲げる価値の担保を供することができます。

ウ 次の各号に掲げる場合は、契約保証金の納付が免除されます。

(ア) 県を被保険者とする履行保証保険契約(契約金額(落札価格)の100分の10以
上)を締結し、その証書を提出する場合

(イ) 上記2に掲げる要件のすべてを満たす者で、過去2年間に国(独立行政法人を含む。)
又は地方公共団体との間において、当該契約と同種かつ同規模の契約を締結し、これを
適正に履行しており、かつ、その者が当該契約を締結しないこととなる恐れがないと認

められるとき。

(10) 入札の無効

次の各号のいずれかに該当する者が行った入札は無効とします。

ア 参加する資格のない者

イ 当該競争入札について不正行為を行った者

ウ 入札書の金額、氏名及び印鑑について誤脱又は判読不可能なものを提出した者

エ 一人で二以上の入札をした者

オ 代理人でその資格のない者

カ 保証金を納入しない者および保証金の納入額が不足する者（保証金を免除される者を除きます。）

キ 前各号に掲げるもののほか、競争入札の条件に違反した者

(11) 入札方法に関する事項

入札は、本人又はその代理人が行うものとします。ただし、代理人が入札する場合は、入札前に委任状（様式5）を提出してください。

また、落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に100分の110を乗じて得た金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額に110分の100を乗じて得た金額を入札書に記載してください。

(12) 入札の中止

次の各号のいずれかに該当する場合は、入札を中止します。この場合の損害は入札者の負担とします。

ア 入札参加者が連合し、又は不穏の行動をなす等の場合において、入札を公正に執行することが出来ないと認められるとき。

イ 天災その他やむを得ない理由により、入札及び開札を行うことが出来なるとき。

(13) 落札者の決定方法

ア 予定価格の範囲内で最低制限価格を上回る価格をもって有効な入札を行った入札者を落札者とします。

イ 予定価格の範囲内で最低の価格をもって有効な入札を行った入札者が二人以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせ、落札者を決定します。この場合において、当該入札者のうち出席しない者又はくじを引かない者があるときは、これに代えて、当該入札事務に関係のない県職員にくじを引かせることにします。

(14) 再度入札に関する事項

ア 開札した場合において、前記（13）の規定による落札者がいない場合は、直ちに再度の入札を行います。

イ 再入札の執行回数は、二回（一回目の入札を含め三回）を限度とします。

ウ 再入札においても落札者がいない場合は、再入札した者のうち、最低の価格で入札した者と随意契約の協議を行い、合意を得た場合、その者と契約の締結を行います。

(15) 契約条項を示す場所

3（1）に同じ

4 その他

(1) 談合情報があった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、そのすべてを公表することがあります。

- (2) 談合情報どおりの開札結果となった場合は、談合の事実の有無にかかわらず、契約を締結しないことがあります。
- (3) 本入札執行にあたって不明な点が出てきた場合は、地方自治法、地方自治法施行令及び佐賀県財務規則の定めるところによります。
- (4) この入札に関する手続きに要する費用の一切は、参加者の負担とします。